

株主総会等に関する法務省令案の概要

第1 概要

この省令は、会社法の規定により委任された株主総会及び種類株主総会並びに創立総会及び種類創立総会に関する下記の事項その他の事項について、必要な事項を定めるものである。

- ・ 株主総会等を招集する際に決定すべき事項
- ・ 書面投票を採用しなければならない株式会社の範囲
- ・ 株主総会参考書類及び議決権行使書面等の記載事項等
- ・ 相互保有株主の範囲
- ・ 書面及び電磁的方法による議決権行使の期限
- ・ 取締役等の説明義務が免除される場合
- ・ 議事録の作成方法

第2 重要な項目とその内容

1 書面又は電磁的方法による議決権行使の期限

(1) 規律の概要

書面又は電磁的方法による議決権行使の期限について、原則を総会の日直前の営業時間の終了時とした上で、例外的に招集に際して別に期限（一定の要件を満たすものに限り）を定めたときには、当該期限とすることを認めている（省令3条3号、7条、8条）。

(2) 理由・背景等

現行法における議決権行使の期限については、単に「総会ノ会日ノ前日迄」とのみ規定されており、午前0時まで受け付けるのか等の点で解釈に疑義が生じており、実務界から明確化の要望がなされていた事項に対応するものである。

2 相互保有株主の範囲

(1) 規律の概要

その保有する株式の議決権が制限される相互保有株主の範囲につき、その対象を株式会社に限定せず、会社・組合等にまで、保有要件を現行の4分の1超から4分の1以上に拡大している（省令6条）。

(2) 理由・背景等

相互保有株主による議決権行使については、会社支配の公正性維持の観点から、

これを禁ずべきところ，近年株式の保有者として投資ファンドや事業組合等の法形式の採用が増加したことに対応するための規定を設けたものである。

3 社外取締役等の選任に関する議案

(1) 規律の概要

公開会社が社外取締役等を選任する場合の選任議案の参考書類に，当該候補者が当該会社の特定関係事業者又は主要な取引先である会社等の業務執行者や当該会社の業務執行者の三親等以内の親族であるとき等にはその旨を記載することとしている（省令12条4項）。

(2) 理由・背景等

コーポレートガバナンスを充実させるためには，会社の業務執行者を監督する社外取締役・社外監査役の会社からの独立性を強化すべきであるとの意見に込められている。なお，社外性に関する法律上の要件強化については，今後の実務の状況を踏まえて判断することとしたため，社外取締役等の選任議案の参考書類における独立性に関する事項の開示に留めている。

なお，当該事項については，自民党「企業統治に関する小委員会」においても，「実効性ある内部統制システム等に関する提言」として次の提言がなされている。

社外取締役及び社外監査役について，それらの属性等につき法務省令に基づき開示するよう早急に検討すべきである。

4 取締役等の説明義務

(1) 規律の概要

取締役等が株主総会において説明義務を負わない場合として，株主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（会社が総会の日の相当の期間前に通知を受けていた場合等を除く），説明により会社その他の者の権利義務を侵害することとなる場合，実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合等を規定している（省令9条）。

(2) 理由・背景等

現行商法237条ノ3第1項・第2項に規定されている事項を法制的に整理した上で規定している。